

報道機関各位

契約管財課 契約検査係

タイトル 令和4年4月入札制度の改正内容について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	令和4年4月入札制度の改正内容について
日時	令和4年4月1日
場所・住所	—
趣旨・目的（PRしたいこと） 不正行為の抑止力の強化及び入札の公平性向上のため、別紙のとおり、指名停止措置事項の追加、条件付き一般競争入札の適用範囲の拡大等の改正を行います。	
問い合わせ先	部課係名：総務部契約管財課契約検査係 担当者名：平松 電話：0791-43-6865 内線（ 2348 ） F A X：0791-43-6892

○添付資料（・無） ○ホームページへの掲載（・無） ○議会報告（・無）

令和4年4月入札制度の改正内容について

1 趣 旨

不正行為の防止及び入札の公平性の向上等のため、入札制度を下記のとおり改正します。

2 内 容

下記に掲げる事項について、令和4年4月1日から適用します。

(1) 指名停止措置対象事項の追加

公共工事等の入札に関する不正行為及び不誠実な行為に対応するため、新たに指名停止の対象となる事項について、次のとおり追加します。

不正行為等の内容	措置期間
工事等の粗雑履行	3か月
公訴時効の成立した贈賄罪	12か月～36か月
市の不適正経理への関与	3か月～12か月
落札者になることを拒否した落札候補者等	3か月～12か月

(2) 電子入札システム条件付き一般競争入札の適用範囲の拡大（試行）

建設コンサルタント等の業務委託については、新たに電子入札システム条件付き一般競争入札の対象とします。

(3) 入札参加資格の事後審査の試行

契約管財課において入札募集公告する電子入札システム条件付き一般競争入札のうち、入札参加資格のある事業者に市外業者が含まれる案件については、落札候補者のみを対象に入札参加資格の審査を実施します。

(4) 電子入札システムにおける随意契約方式の試行

競争入札参加資格者名簿に登録のある複数者を対象に契約管財課において見積合わせを実施するものについては、原則、電子入札システムを利用する方式に変更します。

上記については、赤穂市ホームページ「令和4年4月入札制度の改正内容について」に掲載し、事業者への周知を図りました。